

令和6年度特定教育・保育施設等の実地指導結果

第1章 実地指導の方針

1 実地指導の意義と目的

子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付について、施設型給付費等の対象として、市から確認を受けた認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業における特定教育・保育等の質の確保、また、施設型給付費等の支給適正化を図ることを目的に実施しています。

市では、子ども・子育て支援法第14条、第38条及び第50条並びに盛岡市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱並びにその他関係法令の規定に基づき、施設等を訪問して行う実地指導と、講習等の方法で行う集団指導を実施しています。

2 実地指導実施の経緯

市では、平成27年に「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（平成27年12月7日付け府子本第390号・27文科初第1135号・雇児発1207第2号）」が内閣府等から発出されたことに伴い、平成28年度に盛岡市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱を制定し、平成29年度から実地指導を実施しています。

3 実地指導の実施方針

指導は、盛岡市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱に定める基準に従い、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府令第39号）」（以下「運営基準」という。）、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）」及び「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（こ成保38、5文科初第483号令和5年5月19日付けこども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知）」等に基づいて、特定教育・保育等の提供及び施設等の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求に関する事項について周知を徹底することを重点に置いて、実施しています。

また、指導に当たっては、各施設等の自主的な運営方針等を尊重し、表面的な指摘に留まることなく、問題の発生原因及び改善方策を明らかにするとともに、継続的な指導を行う中で施設等の自主的な改善が図られるよう、より具体的な指導を心掛けています。

4 令和6年度特定教育・保育施設等の指導に係る重点事項

I 適正な事業運営及び給付費に係る請求について

- (1) 職員配置基準に定める職員の資格及び職員の配置状況
- (2) 加算・減算等の基準に沿った施設型給付費等の請求状況
- (3) 運営規程、決算書類等必要な諸規程、帳簿等の整備状況

II 特定教育・保育の提供に係る質の確保について

- (1) 利用児童の心身の状況に則した特定教育・保育の提供に係る計画等の作成・記録、定期的な評価及びその改善状況
- (2) 利用児童の人権の擁護、虐待防止等のための必要な体制の整備及び研修の実施状況
- (3) 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合の対応状況
- (4) 特定教育・保育等の開始に係る特定教育・保育等の選択に資する情報の提供、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）等の状況

第2章 実地指導の結果

1 指摘事項の概要（令和7年3月31日現在）

対象施設数	113施設（特定教育・保育施設85、特定地域型保育事業28）
実地指導実施施設数	34施設（特定教育・保育施設29、特定地域型保育事業5）

項 目		施設数	割 合
文書指摘・口頭指導【あり】の施設数		13施設	38.2%
(内訳)	文書指摘のみ	(5施設)	(14.7%)
	口頭指導のみ	(6施設)	(17.6%)
	文書指摘及び口頭指導	(2施設)	(5.9%)
文書指摘・口頭指導【なし】の施設数		21施設	61.8%
実地指導実施施設数		34施設	100.0%

※ 割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合があります。

<指摘事項の内容及び件数>

指摘事項詳細	文書指摘	口頭指導	合計件数	割 合
1 基本方針（一般原則）	0件	0件	0件	0.0%
2 利用定員に係る基準	0件	0件	0件	0.0%
3 運営に係る基準	8件	15件	23件	92.0%
4 加算等の適用に係る要件	0件	2件	2件	8.0%
合計件数	8件	17件	25件	100.0%

<運営に係る基準の内訳>

指摘事項詳細	文書指摘	口頭指導	合計件数	割 合
① 内容及び手続の説明並びに同意	0 件	5 件	5 件	21.7%
② 利用者負担額等の受領	0 件	1 件	1 件	4.3%
③ 施設型給付等の額に係る通知	5 件	0 件	5 件	21.7%
④ 特定教育・保育等の取扱方針	1 件	2 件	3 件	13.0%
⑤ 運営規程	0 件	3 件	3 件	13.0%
⑥ 重要事項等の掲示等	0 件	2 件	2 件	8.7%
⑦ 苦情への対応等	0 件	1 件	1 件	4.3%
⑧ 事故発生の防止及び発生時の対応	1 件	1 件	2 件	8.7%
⑨ 電磁的記録等	1 件	0 件	1 件	4.3%
合計件数	8 件	15 件	23 件	100.0%

※ 割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合があります。

参考：指導内容の区分

文書指摘	施設、事業所等の運営上重要と認められるものや、不適切な処理でその及ぼす影響が大きいものについて文書で結果の通知を行い、指摘事項に係る改善又は是正の状況について、期限（概ね30日以内）を付して報告書により求めるものです。
口頭指導	文書指摘以外の不適切な処理で、自主的な改善又は是正を促し、次の立入指導等の際に確認を行うものです。口頭指導についても文書で結果の通知を行いますが、改善状況等について報告書での提出は必要ありません。

2 主な指摘事項

令和6年度実地指導における指摘事例を抜粋して紹介します。

事例番号	分 類	指摘内容	項
1	施設型給付費等の額に係る通知	教育・保育給付認定保護者に対し、法定代理受領した施設型給付費等の額を通知していない。	4
2	内容及び手続の説明並びに同意	重要事項説明書に記載すべき項目について、不足がある、又は実態と整合していない。	6
3	運営規程	運営規程に規定すべき項目について、不足がある、又は実態と整合していない。	10
4	重要事項等の掲示等	施設（事業所）内に掲示しなければならない重要事項等について、掲示されていない、又は不足がある。	13

事例番号 1 施設型給付費等の額に係る通知【文書指摘 5 件、口頭指導 0 件】

指 摘 内 容

教育・保育給付認定保護者に対し、法定代理受領した施設型給付費等の額を通知していない。

指 摘 例

法定代理受領により、特定教育・保育（特定地域型保育）に係る施設型給付費（地域型保育給付費）の支給を受けているが、教育・保育給付認定保護者に対し、代理受領通知をしていないことを確認した。給付費の支給を受けた場合には、教育・保育給付認定保護者に対し、代理受領した施設型給付費（地域型保育給付費）の額を通知すること。

解 説

運営基準第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）において、「特定教育・保育施設（特定地域型保育事業者）は、法定代理受領により特定教育・保育（特定地域型保育）に係る施設型給付費（地域型保育給付費）の支給を受けた場合には、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費（地域型保育給付費）の額を通知しなければならない。」と規定されています。

通知の方法としては、当該給付費の額について記載した書面を施設等内の見やすい場所に掲示することや、保護者に交付すること等が考えられます。

また、通知については、毎月行わなければならないものではなく、毎年度末における本市子育てあんしん課への実績報告により、当該給付費の額が確定してからまとめて通知することとして差し支えありません。

なお、当該規定は、**私立認可保育所を除く（※）特定教育・保育施設等**に該当します。

※ 私立認可保育所は、市から保育を委託されているため、利用者負担額を市で徴収した上で、施設型給付費と併せて委託費として支払われます。

したがって、法定代理受領には該当しないため、私立認可保育所において当該規定は適用されません。

改 善 方 法

・私立認可保育所を除く特定教育・保育施設等において、施設型給付費（地域型保育給付費）の支給を受けた場合には、教育・保育給付認定保護者に対し、法定代理受領額を通知しているか確認する。

※ 通知例については、「法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について（平成28年4月14日付け事務連絡内閣府子ども・子育て本部参事官）」及び別添「施設型給付費等に係る法定代理受領通知の通知例について」を参照してください。

根拠法令等

○運営基準第14条（施設型給付費等の額に係る通知等）

特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

○運営基準第14条（第50条において準用）（地域型保育給付費等の額に係る通知等）

特定地域型保育事業者は、法定代理受領により特定教育・保育に係る地域型保育給付費（法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第十九条において同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

事例番号2 内容及び手続の説明並びに同意【文書指摘0件、口頭指導5件】

指 摘 内 容

重要事項説明書に記載すべき項目について、不足がある、又は実態と整合していない。

指摘例(1)

重要事項説明書に記載すべき次の事項が記載されていないことを確認したので、記載すること。

- ・ 職員の職種、員数及び職務の内容（看護師）

指摘例(2)

重要事項説明書に記載されている次の項目について、運営規程及び実態と差異があることを確認したので、整合を図ること。

- ・ 特定地域型保育の提供を行う時間（保育短時間認定に関する延長保育時間）

解 説

運営基準第5条及び第38条において、特定教育・保育施設（特定地域型保育事業者）は、特定教育・保育（特定地域型保育）の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、次に掲げる重要事項を記載した文書（以下「重要事項説明書」という。）を交付して説明を行い、同意を得るよう示されています。

なお、上記のとおり同意を得た後に、重要事項説明書に記載されている内容に変更があった場合についても、その変更に合わせて重要事項説明書を変更した上で、利用申込者に対し、変更箇所についての説明及び同意を得る必要があります。

【重要事項説明書の記載事項】

① 運営規程の概要

- ・ 施設（事業）の目的及び運営の方針
- ・ 提供する特定教育・保育（特定地域型保育）の内容
- ・ 職員の職種、員数及び職務の内容
- ・ 特定教育・保育（特定地域型保育）の提供を行う日（1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。）及び時間、提供を行わない日
- ・ 利用申込者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- ・ （小学校就学前子どもの区分ごとの）利用定員
- ・ 特定教育・保育施設（特定地域型保育事業）の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- ・ 緊急時等における対応方法

・ 非常災害対策 ・ 虐待の防止のための措置に関する事項 ・ その他施設（事業）の運営に関する重要事項 ② 職員の勤務体制 ③ 支払を受ける費用に関する事項 ④ その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項 ⑤ 連携施設の種類、名称及び連携協力の内容 <u>（※）</u> <u>（※）⑤は特定地域型保育事業者のみ記載が必要となります。</u>
また、運営基準第62条に基づき、紙媒体の文書による交付等に代えて、当該重要事項が記録された電子ファイルの送受信又は磁気ディスクやシー・ディー・ロム等の交付・受領による電磁的方法を用いて、利用申込者に対し、当該重要事項を提供し、内容について同意を得ることも可能です。その場合、<u>重要事項の提供に際して使用する電磁的方法の種類及び記録の方式について、あらかじめ、文書又は電磁的方法により、利用申込者から承諾を得る必要があります。</u> 利用申込者から同意を得た場合には、同意を得た年月日及び利用申込者の署名等の記録を施設等に保管してください。
改善方法 ・ <u>重要事項説明書に上記項目が含まれているか確認する。</u> ※ 重要事項説明書の例については、別添「施設（事業）種別ごとの運営規程及び重要事項説明書のひな形について」を参照してください。 ・ <u>重要事項説明書の内容が実態と整合しているか確認する。</u> <u>⇒変更が必要であれば、適切な変更手続きを行う。</u> ・ <u>電磁的方法により重要事項を提供する場合には、利用申込者に対し、あらかじめ、電磁的方法の種類及び記録の方式を示した上で承諾を得ているか確認する。</u> ・ <u>利用申込者から同意を得た記録を施設等に保管しているか確認する。</u>
根拠法令等 ○運営基準第5条（内容及び手続の説明及び同意） 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第二十条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第十三条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

○運営基準第38条（内容及び手続の説明及び同意）

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第四十六条に規定する運営規程の概要、第四十二条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第四十三条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

○運営基準第62条（電磁的記録等）

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

- 2 特定教育・保育施設等は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教

育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第二項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第二項から第五項までの規定は、この府令の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第二項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第四項」とあるのは「第六項において準用する第四項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第三項中「前項各号」とあるのは「第六項において準用する前項各号」と、第四項中「第二項」とあるのは「第六項において準用する第二項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第一号中「第二項各号」とあるのは「第六項において準用する第二項各号」と、第五項中「前項」とあるのは「第六項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第二項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この府令の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

事例番号3 運営規程【文書指摘0件、口頭指導3件】

指 摘 内 容

運営規程に規定すべき項目について、不足がある、又は実態と整合していない。

指摘例(1)

運営規程に規定すべき次の項目について、規定されていないことを確認したので、規定すること。

- ・ 職員の職種、員数及び職務の内容（看護師）

指摘例(2)

運営規程に規定されている次の事項について、実態と差異があることを確認したので、整合を図ること。

- ・ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間（保育短時間認定子どもの延長保育時間）

解 説

運営基準第20条及び第46条において、「特定教育・保育施設（特定地域型保育事業者）は、次に掲げる施設（事業）の運営についての重要事項に関する規程（以下、「運営規程」という。）を定めておかなければならない。」と規定されています。

【運営規程に規定する項目 (※)】

- ① 施設（事業）の目的及び運営の方針
- ② 提供する特定教育・保育（特定地域型保育）の内容
- ③ 職員の職種、員数及び職務の内容
- ④ 特定教育・保育（特定地域型保育）の提供を行う日（1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。）及び時間、提供を行わない日
- ⑤ 利用申込者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- ⑥ （小学校就学前子どもの区分ごとの）利用定員
- ⑦ 特定教育・保育施設（特定地域型保育事業）の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑪ その他施設（事業）の運営に関する重要事項

(※) 認定こども園又は幼稚園において、上記①から⑪について学則（園則）で規定されている場合、当該学則を運営規程と兼ねることが可能です。

また、運営規程に規定されている内容を変更する場合は、あらかじめ子育てあんしん課あて変更届を提出する必要があります。

改善方法

- ・運営規程に上記項目が含まれているか確認する。

※ 運営規程の例については、過年度掲載資料のひな形を参照してください。

- ・運営規程の内容が実態と整合しているか確認する。

⇒変更が必要であれば、適切な変更手続きを行う。

(参考) 児童福祉法施行規則第36条の36及び第37条

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条

子ども・子育て支援法施行規則第33条及び第41条

根拠法令等

○運営基準第20条（運営規程）

特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する特定教育・保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定教育・保育の提供を行う日（法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日
- 五 第十三条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 第四条第二項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- 七 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第六条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。）
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

○運営基準第46条（運営規程）

特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第五十条において準用する第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

ればならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 提供する特定地域型保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
- 五 第四十三条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 利用定員
- 七 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第三十九条第二項に規定する選考方法を含む。）
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

事例番号4 重要事項等の掲示等【文書指摘0件、口頭指導2件】

指 摘 内 容

- ・施設（事業所）内に掲示しなければならない重要事項等について、掲示されていない、又は実態と整合していない。
- ・インターネットを利用し公衆の閲覧に供さなければならない重要事項等について、掲載されていない、又は実態と整合していない。

指摘例(1)

次の事項について、施設内に掲示していないことを確認したので、利用者等が見やすい場所に掲示すること。

- ・利用者負担額

指摘例(2)

掲示している重要事項説明書について、記載されている職員の勤務体制が令和4年4月1日現在のものとなっていることを確認したので、最新の重要事項説明書に差し替えるなど、現在の職員の勤務体制を掲示すること。

指摘例(3)

子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）に掲載している次の事項について、実態と差異があることを確認したので、整合を図ること。

- ・教育・保育等の内容に関する事項（利用定員）

解 説

運営基準第23条（第50条において準用する場合を含む。）において、特定教育・保育施設（特定地域型保育事業者）は、次に掲げる重要事項等を当該施設等の見やすい場所に掲示するとともに、インターネットを利用し公衆の閲覧に供するよう示されています。

書面掲示については、重要事項等について記載した文書をファイル等でまとめて、当該施設等の見やすい場所に置くこととしても差し支えありません。

また、インターネットを利用した情報公表については、重要事項等に該当する項目が子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）上に掲載されている場合、公衆の閲覧に供しているとみなされます。

【**揭示が必要な重要事項等**】

- ① 運営規程の概要（８ページ【運営規程に規定する項目】）
- ② 職員の勤務の体制
- ③ 利用者負担額
- ④ その他の利用申込者の特定教育・保育施設等の選択に資すると認められる重要事項

【**子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）**】

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>

改善方法

・上記項目を施設等の見やすい場所に揭示しているか及びインターネットを利用して情報公表を行っているか確認する。

※ **事例番号 2** で示した【重要事項説明書の記載事項】は上記項目を全て含んでいるため、当該重要事項説明書を揭示することで本基準を満たすことができます。

※ 重要事項等に該当する項目を、子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）に掲載することで本基準を満たすことができます。

・揭示及び情報公表の内容が実態と整合しているか確認する。

※ とりわけ**事例番号 2** で示した重要事項説明書を揭示している場合は、最新版の内容を揭示するようにしてください。

※ 子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）については、毎年5月上旬頃に独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」から情報更新の案内メールが届きます。定期的に最新情報に更新するようにしてください。なお、施設で編集できない項目については、子育てあんしん課保育サービス推進係（TEL：019-626-7553）あて連絡し、更新を依頼してください。

根拠法令等

○**運営基準第23条（揭示等）**

特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設等の選択に資すると認められる重要事項を揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい

い、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

○運営基準第23条（第50条において準用）（揭示等）

特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育事業所の選択に資すると認められる重要事項を揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第3章 適正な施設等運営のために

特定教育・保育施設（特定地域型保育事業所）が、子ども・子育て支援法の趣旨に沿って施設型給付費（地域型保育給付費）等を適切に運用するためには、子ども・子育て支援法及び運営基準並びにこども家庭庁通知等をよく理解し、遵守しなければなりません。

これらは、公費等を財源とする極めて公共性の高いものであることから、その経理状況及び経営状況について、常にこれを明らかにし、会計の透明性と公平性を確保する必要があります。

市としては、適切な教育・保育給付が行われるよう情報提供等を行っていきたいと考えております。今後とも、子どもを養育している方に対し、必要な支援を行っていただくとともに、一人一人の子どもが健やかに成長できるよう支援を行っていただきますようお願いいたします。